

令和7年11月改訂版

宇佐市立小・中学校における適正規模・適正配置に関する基本方針

～ 少子化に対応した学校づくりに向けて ～

令和7年11月

宇佐市教育委員会

目 次

はじめに	1
1. 本方針の位置付け	2
2. 令和4年の基本方針で定めた学校の適正規模・適正配置の基本的な考え方	3
(1) 適正な規模の考え方	3
(2) 適正な配置の考え方	3
3. 小・中学校の適正な規模の基準	4
(1) 学級数の基準	4
(2) 児童数の基準	5
(3) 小学校別の目安	6
4. 小・中学校施設の状況について	8
5. 適正規模・適正配置の進め方について	8
◎適正規模校の基準について	9
◎適正規模化の考え方について	10
◎適正配置の考え方について	10
◎小・中学校施設の状況について	10
◎通学手段について	10
◎適正規模化までの期間の指定校変更について	11
◎小規模特認校について	11
◎児童、生徒の学びの多様化に対する対応について	11
◎適正規模化により廃校となる学校施設について	11
◎中学校の適正規模化の考え方について	12
◎地域と学校との関わりについて	12
◎各中学校区における小学校の適正規模・適正配置について	12
6. おわりに	19

はじめに

全国的な少子化・人口減少が進んでいるなか、本市でも、児童・生徒数の減少による小規模校化の課題に直面しており、平成28年に設置した宇佐市公立学校適正規模及び適正配置等検討委員会（以下検討委員会）から令和3年12月に『宇佐市立小・中学校における適正規模・適正配置に関する基本指針』（以下基本指針）の報告を受け、令和4年2月に総合教育会議において、基本指針に沿った『宇佐市立小・中学校における適正規模・適正配置に関する基本方針』（以下基本方針）を策定しました。（令和4年7月一部改訂）

これまで基本方針に基づき、統廃合ではなく魅力ある学校づくりに取り組むことで学校の持続可能性を高める取り組みを進めてきましたが、コロナ禍によるさらなる出生数の減少、また市内周辺部から中心部への子育て世代の転居等により、周辺部の学校における児童数・生徒数の減少はこれまで以上に加速しています。また、学校施設の老朽化等の課題も深刻化しており、教育環境の質の維持が困難になってきています。

そのため、教育委員会では、本年度再度、検討委員会を設置し、市が目指す教育方針や小・中学校の児童・生徒数の推移など、学校を取り巻く現状の把握に努めるとともに、児童や保護者、地域住民など幅広く市民の声も聞きながら、将来を担う子どもたちの教育環境をより一層高めるための学校のあり方について議論を重ね、令和3年の基本指針よりも、一步進んだ学校の規模や配置等に関する考え方を検討委員会から、基本指針として報告していただきました。

教育委員会としましては、すべての児童・生徒がひとしく教育を受けられ、個々の能力を伸ばし、社会的自立の基礎となる基本的資質を養う場であるという「学校」の本来の役割を再認識した上で、子どもたちにとって望ましい教育環境の確保が最も重要であるという教育的観点に立ち、今回報告された基本指針を基に、基本的な方針をとりまとめました。

この先、更なる少子化が想定されるなか、次代を担う子どもたちの健やかな成長とより一層充実した学校教育が推進されるよう、将来も見据えて取り組んでいくことが我々大人の果たすべき役割であり責任であるということを念頭に置き、教育委員会が責任と主体性を持ち、地域の皆さまのご意見を伺いながら更なる検討を加え、深めて参ります。

なお、この基本方針は、今後の国や県の教育制度の改正、児童生徒数の変化等の動向により、必要に応じて見直しを行うものとします。

令和7年11月
宇佐市教育委員会

1. 本方針の位置付け

教育委員会では、令和4年に基本方針を策定した時点と比較し、児童・生徒数の推移に想定を超える減少が生じているため、改めて検討委員会を設置し、本市が目指す教育方針や児童・生徒数の推移など、学校を取り巻く現状を認識した上で、子どもたちの教育環境をより一層高めるための学校のあり方について、検討を行いました。検討委員会からは、学校の適正規模・適正配置の基本的な考え方や学級数・児童数から見た適正な規模の基準等について議論を重ね、基本指針として定め、教育委員会に報告が行われました。

教育委員会においては、新たな基本指針に沿った方針（案）を作成し総合教育会議に諮り、市長部局と協議、調整のうえ、基本方針の策定を行いました。今後はこの基本方針に基づき、教育委員会が責任と主体性を持ち、地域の実情に応じた学校のあり方を示していくことが求められます。

なお、今後、児童・生徒数の推移などに予測を超える事態が生じた場合には、改めて検討の場を設けるなど、必要に応じて見直しを行うものとします。

宇佐市公立学校適正規模及び適正配置等検討委員会 設置要綱

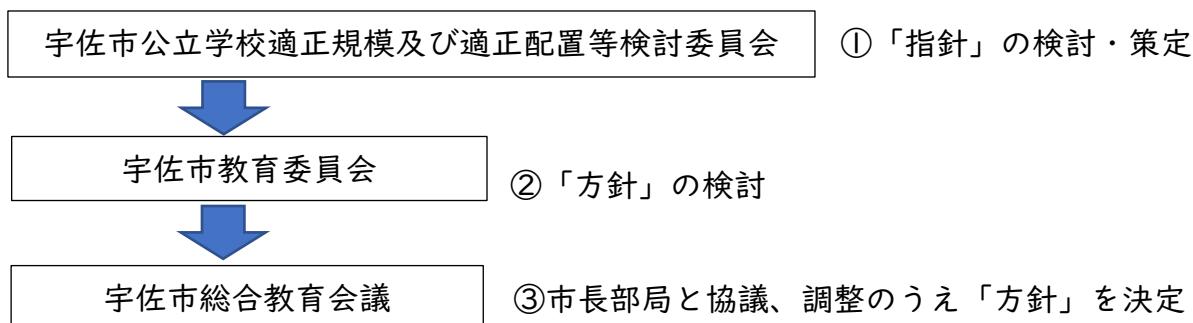
(設置)

第1条 幼児、児童及び生徒が減少する中において、教育効果をより一層あげることを目的に、本市が設置した公立学校の適正規模及び適正配置等について調査、研究及び検討をするため、宇佐市公立学校適正規模及び適正配置等検討委員会を設置する。

(所掌事務)

第2条 委員会は、本市が設置した公立学校の適正規模及び適正配置等に関し、調査、研究及び検討をし、その結果を教育委員会に報告する。

【策定の流れ】



【宇佐市総合教育会議の概要】

宇佐市総合教育会議	
位置付け	市長と教育委員会の執行機関同士の協議と調整の場
目的	市長と教育委員会が十分な意思疎通を図り、地域の教育の課題やあるべき姿を共有して、より一層民意を反映した教育行政の推進を図ること
構成員	市長、教育長、教育委員

2. 令和4年の基本方針で定めた学校の適正規模・適正配置の基本的な考え方

小・中学校の規模や配置の適正化を図る際の基本的な考え方として、第一に「教育基本法」や「学校教育法」の定めに基づいた「学校」の果たす役割を再確認することが前提となります。加えて、義務教育課程における学校の設置目的や役割として、以下の二点が最も重要であるといえます。

- ①学校は、児童・生徒の能力を伸ばし、社会的自立の基礎となる基本的資質を養う場であること。
- ②学校は、単に教科等の知識や技能を習得させるだけではなく、児童・生徒が集団の中で、多様な考えに触れ、認め合い、協力し合い、切磋琢磨することを通じて思考力や表現力、判断力、問題解決能力などを育み、社会性や規範意識を身に付けさせる場であること。

(1) 適正な規模の考え方

小・中学校において、すべての児童・生徒がひとしく教育を受けられるためには、一定の規模の集団が確保されていることが重要であり、望ましいと考えられます。

しかしながら、児童・生徒数の減少による学校や学級の小規模化は、主体的・対話的で深い学びの実現を図るためにグループワークや一定の集団が必要な体育・音楽などの学習活動に制約が生じます。加えて、学校行事や部活動等の教育活動を行う上においても支障を来し、切磋琢磨する場が減少することなどにより、向上心や社会性、コミュニケーション能力が身に付きにくいなどの課題も大きくなります。

これらの点を考慮し、児童・生徒が集団を通じて多様な考えに触れ、切磋琢磨しながら、一人ひとりの資質や能力を最大限に伸ばし、確かな学力や社会で活躍する力を身に付けることができる「より良い教育環境の実現」を図るため、まずは複式学級の解消に向けた取り組みが重要であるといえます。

(2) 適正な配置の考え方

平成17年の合併により、より広域となった本市において、適正な学校の配置を検討するにあたっては、児童・生徒にとって通学区域の拡大による遠距離通学等が大きな負担とならないよう、まずは通学面の条件（通学の距離、時間、方法）を考慮することが重要であり、加えて、現在の通学区域を見直す等の弹力的な運用の検討も必要といえます。

また、令和2年度に実施した学校の規模・配置等に関するアンケート調査において、「通学時間の許容範囲」、「配慮が必要と思う通学方法」を児童の保護者、未就学児の保護者、教職員に尋ねたところ、通学時間については「10分以内～30分以内が許容範囲」と答えた方が全体の約8割を占め、配慮が必要と思う通学方法については「スクールバスの運行」が全体の約半数近い回答結果となりました。

一方で、学校は児童・生徒の教育のための施設であると同時に、地域コミュニティの核としての性格や災害時の避難場所としての機能等も併せ持っております、地域にとって大きな役割を担っています。さらに、学校教育は地域の未来の担い手である子どもたちを育む営みでもあり、まちづくりのあり

方と密接不可分であるという性格も持っています。

このため、学校の適正な配置の検討にあたっては、今後の教育面の課題だけでなく、社会教育や地域コミュニティを始めとする学校を核とした地域全般に密接に関わる課題でもあることに留意し、保護者や地域住民の十分な理解と協力のもと、「地域とともににある学校づくり」の視点を踏まえた丁寧な議論が必要といえます。

3. 小・中学校の適正な規模の基準

(1) 学級数の基準

学級数については、学校教育法施行規則第41条に「小学校の学級数は12学級以上18学級以下を標準とする。」と規定されていますが、ただし書きにより「地域の実態その他により特別の事情のあるときはこの限りでない。」とし、同規則第79条の準用規定により「中学校は小学校を準用する。」としています。

この国が示す基準と令和3年度市内の全小・中学校の標準学級数を照らし合わせると、小学校は24校中21校、中学校は7校中6校が小規模校に該当することとなり、本市において適正な規模に該当するのは小学校3校、中学校1校のみという状況になります。

このような状況から、令和3年の検討委員会及び市教育委員会では、本市の小・中学校の実態に則した学級数の基準を次のとおり定めました。

【学級数を基準とした適正規模の定義】

国	【小学校】12学級以上、18学級以下	【中学校】小学校を準用 ※ただし、地域の実態その他により特別の事情のあるときは、この限りでない。
市	【小学校】6学級以上	【中学校】3学級以上 ※標準学級数において、小・中学校ともに1学年1学級以上を原則とする。 ※この基準の数には、特別支援学級の数は含めない。

※標準学級数とは、公立義務教育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律（以下、「義務標準法」という。）で定められている学級編制の基準

さらに、複式学級が存在する小学校が小規模校に該当することとなります、小規模校すべてを一括りとはせず、5学級以下の複式学級の数に応じて更に細分化を行いました。

基 準	学級数の目安（1校あたり）	
【適正規模】	全校で6学級以上	（複式学級が存在しない学校）
【小 規 模】	全校で5学級	（複式学級が一組存在する学校）
【過小規模】	全校で4学級	（複式学級が二組存在する学校）
【極小規模】	全校で3学級以下	（複式学級が三組、又は、二組と在籍児童のいない学年が存在する学校）

(2) 児童数の基準

児童数については、義務標準法第3条において、「公立の義務教育諸学校の学級は、同学年の児童又は生徒で編制するものとする。ただし、当該義務教育諸学校の児童又は生徒の数が著しく少ないとその他特別の事情がある場合においては、政令で定めるところにより、数学年の児童又は生徒を一学級に編制することができる。」とし、一学級の児童・生徒数の基準を次のように定めています。

学級編制の区分	1学級の児童又は生徒の数	
	小学校	中学校
○同学年の児童で編制する学級	35人	40人
○二の学年の児童で編制する学級（複式学級） （1年生の児童を含む学級）	16人 (8人)	8人
○学校教育法第81条に規定する特別支援学級	8人	8人



国は、児童へのきめ細かい教育の実現を目的に、令和3年度から公立小学校の1学級あたりの上限人数を35人とする義務標準法を改正。
令和3年度の小学2年生から令和7年度の小学6年生まで、年度ごとに上の学年へ拡大される。
中学校においても、令和8年度から1学級あたりの上限人数を35人に順次引き下げる事が決まっている。

このように、小学校では1年生を含む二つの学年の児童数の合計が8人以下の場合、2年生以上の二つの学年で児童数の合計が16人以下の場合は複式学級となります。大分県では、小学校1年生を含む複式学級は解消し、2年生以上の二つの学年の児童数の合計が14人以下の場合に複式学級となる独自の基準を設けています。

この複式学級編制となる児童数の基準に加え、学級数の基準や本市の学校規模の現状等を考慮し、児童数から見た場合の基準について細分化しました。

基 準	児童数の目安（1校あたり）	
【適正規模】	全校で60名以上	（一学年あたり10名以上）
【小 規 模】	全校で40名～60名程度	（一学年あたり7人～9人程度）
【過小規模】	全校で20名～40名程度	（一学年あたり4人～6人程度）
【極小規模】	全校で20名未満	（一学年あたり1人～3人程度）

このように、複式学級編制の数で分類した「学級数」の目安と、「児童数」の目安を比較すると、多少の差異はあるものの、ほぼ同程度の学校規模に分類されます。

基 準	①学級数	②児童数
【適正規模】	全校で6学級以上	全校で60名以上
【小 規 模】	全校で5学級	全校で40名～60名程度
【過小規模】	全校で4学級	全校で20名～40名程度
【極小規模】	全校で3学級以下	全校で20名未満

(3) 小学校別の目安

①令和7年度学校別基準比較表

(R7年10月時点)

学校名	①学級数				規 模	規 模	②児童数					
	規 模	総 数	特別 支援	複 式			総 数	1 年	2 年	3 年	4 年	5 年
天津小	適	6	1	—	適	72	13	11	13	17	8	10
長峰小	小	5	—	1	小	46	3	7	8	7	15	6
横山小	過小	4	—	2	極小	18	4	5	4	2	2	1
糸口小	適	6	1	—	適	82	15	13	12	13	18	11
高家小	適	6	2	—	適	77	17	10	13	10	20	7
八幡小	適	6	2	—	適	105	17	14	29	16	10	19
四日市北小	適	11	3	—	適	267	54	37	43	35	57	41
四日市南小	適	9	4	—	適	238	31	34	52	37	41	43
柳ヶ浦小	適	8	3	—	適	188	31	28	39	25	41	24
長洲小	適	6	2	—	適	141	21	24	20	24	20	32
和間小	小	5	1	1	適	61	11	9	11	5	8	17
封戸小	極小	2	1	2	極小	9	0	2	1	5	1	0
北馬城小	過小	4	1	2	小	47	8	6	6	7	9	11
宇佐小	適	6	2	—	適	87	12	12	15	13	16	19
西馬城小	極小	3	—	2	極小	12	2	0	1	6	2	1
駅館小	適	13	2	—	適	373	52	81	49	67	63	61
豊川小	適	12	4	—	適	341	55	48	66	56	60	56
深見小	極小	3	—	3	極小	18	3	3	2	7	1	2
(福貴野分校)	(休校)							—	—	—	—	—
安心院小	適	6	2	—	適	77	11	10	15	10	12	19
津房小	極小	3	—	3	過小	23	3	5	3	5	4	3
佐田小	極小	3	—	3	極小	14	3	1	4	1	4	1
南院内小	極小	3	—	—	極小	3	1	1	0	0	1	0
(羽馬礼分校)	(休校)							—	—	—	—	—
院内中部小	極小	3	1	3	過小	25	3	3	4	2	8	5
(上院内分校)	(休校)							—	—	—	—	—
院内北部小	小	5	2	1	小	53	7	9	7	10	12	8
計	—	138	34	24	—	2377	377	373	417	380	433	397

※学級数については、義務標準法で定められている標準学級数を基に作成

②令和13年度学校別基準比較表

(R7年6月時点)

学校名	①学級数				規 模	規 模	①児童数					
	規 模	総 数	特別 支援	複 式			総 数	1 年	2 年	3 年	4 年	5 年
天津小	小	5	—	1	小	52	5	7	4	14	10	12
長峰小	極小	3	—	3	過小	23	6	3	2	6	3	3
横山小	過小	3	—	3	過小	25	3	3	4	4	5	6
糸口小	適	6	—	—	適	76	10	10	15	17	11	13
高家小	適	6	—	—	適	68	8	15	13	11	6	15
八幡小	適	6	—	—	適	62	6	8	13	14	6	15
四日市北小	適	12	—	—	適	270	53	38	53	48	42	36
四日市南小	適	6	—	—	適	119	13	18	16	23	14	35
柳ヶ浦小	適	6	—	—	適	119	15	20	17	24	24	19
長洲小	適	6	—	—	適	94	12	11	13	18	17	23
和間小	過小	4	—	2	小	41	4	5	9	7	8	8
封戸小	極小	3	—	2	極小	9	1	2	3	0	2	1
北馬城小	極小	3	—	3	過小	23	2	2	5	6	4	4
宇佐小	過小	4	—	2	小	45	5	7	9	4	11	9
西馬城小	極小	2	—	1	極小	3	0	1	1	0	1	0
駅館小	適	12	—	—	適	288	43	54	40	50	42	59
豊川小	適	9	—	—	適	229	30	35	32	44	50	38
深見小	極小	3	—	3	極小	12	2	1	3	2	1	3
(福貴野分校)	(休校)				—	—	—	—	—	—	—	—
安心院小	小	5	—	1	小	46	3	6	9	6	12	10
津房小	極小	3	—	2	極小	11	0	1	2	1	3	4
佐田小	極小	3	—	1	極小	8	2	2	2	0	0	2
南院内小	極小	3	—	1	極小	10	1	2	3	0	4	0
(羽馬礼分校)	(休校)				—	—	—	—	—	—	—	—
院内中部小	極小	3	—	3	過小	21	3	1	1	4	6	6
(上院内分校)	(休校)				—	—	—	—	—	—	—	—
院内北部小	極小	3	—	3	極小	19	1	2	2	5	3	6
計	—	120	—	30	—	1673	228	254	271	308	285	327

※学級数については、義務標準法で定められている標準学級数を基に作成

令和7年度は児童数が2,377名ですが、6年後の令和13年度の児童数は1,673名の予想であり、704名の減少が予想されます。また、令和3年に定めた学級数・児童数の基準では、令和7年度の小学校24校中12校が適正規模校ですが、6年後の令和13年度では、小学校24校中9校が適正規模校と減少する見込みです。

4. 小・中学校施設の状況について

教育委員会が管理する学校施設は、小学校 66 棟、中学校 33 棟であり、小学校では、28 棟が建設から 40 年以上、17 棟が 30 年以上経過しています。また、中学校では、11 棟が 40 年以上、4 棟が 30 年以上経過しています。

教育委員会では、劣化状況調査に基づき学校施設の劣化状況評価を実施しており、令和 7 年 11 月 1 日時点の評価は「資料編 2. 学校施設の状況について」のとおりです。

劣化状況評価において健全度が 60 未満の学校施設は、小学校 26 棟、中学校 5 棟となっており、調査の結果、老朽化が進行している施設や建築後一度も設備等が更新されていない施設が多く見受けられます。「早急に対応する必要がある」とされる D 評価の施設が多数を占め、長寿命化改修や部位修繕など、なるべく早期の対応を検討する必要があります。

今後も現在の学校施設を適正に維持・管理していくためには、多額の財源が必要となります。

5. 適正規模・適正配置の進め方について

令和 13 年度学校別基準比較表では、適正規模校が 9 校で、小規模校が 2 校、過小規模校が 3 校、極小規模校が 10 校と計 15 校となり、半数以上が適正規模を満たさなくなる見込みです。また、アンケートの結果でも（資料編 1. 保護者・教職員等へのアンケートについて を参照）、適正規模化を進めることに対し、課題はあるものの、理解を示している方が多いことが示されています。学校施設の状況につきましても、築 40 年を超える施設が多く、耐震補強や修繕を実施しているものの、相応の期間が経過しています。（資料編 2. 学校施設の状況について を参照）

教育委員会では、将来を担う子どもたちの教育環境をより一層高めることを目的に、基準を満たしていない学校については、適正規模化を進めることが望ましいとの基本指針の考え方方に則り、以下の方針を策定しました。

◎適正規模校の基準について

令和4年の基本方針で設けた「学級数を基準とした適正規模」「児童数を基準とした適正規模」をもとに適正規模校かどうか判断します。

【適正規模の定義】

基 準	①学級数	② 児童数
【適正規模】	全校で6学級以上	全校で60名以上
【小 規 模】	全校で5学級	全校で40名～60名程度
【過小規模】	全校で4学級	全校で20名～40名程度
【極小規模】	全校で3学級以下	全校で20名未満

この基準にあてはめた場合、令和7年度、令和9年度、令和13年度の適正規模校数は、下記の表のとおりとなります。

令和7年度

基 準	①学級数	③ 児童数
【適正規模】	12校	13校
【小 規 模】	3校	3校
【過小規模】	2校	2校
【極小規模】	7校	6校

令和9年度

基 準	①学級数	②児童数
【適正規模】	11校	13校
【小 規 模】	0校	1校
【過小規模】	5校	4校
【極小規模】	8校	7校

令和13年度

基 準	①学級数	④ 児童数
【適正規模】	9校	9校
【小 規 模】	2校	4校
【過小規模】	3校	4校
【極小規模】	10校	7校

◎適正規模化の考え方について

小学校については、学級数、児童数ともに適正規模の基準を満たすように、適正規模化を行うことが望ましく、過小規模校、極小規模校は、優先的に、適正規模を満たすことを検討します。

適正規模化することで、授業の中ではグループ学習など多様な学びの機会が生まれることや、生活面では人数が増えることにより、人間関係も広がり、より多くの集団的・社会経験ができるようになります。また、小中一貫教育を取り入れる学校では、小中学校の教員同士の相互乗り入れや施設の共同利用等教育の質を高めることができます。

◎適正配置の考え方について

令和2年のアンケートでは通学時間について10分以内～30分以内が許容範囲と答えた方が全体の8割を占めており、中学校区内の小学校で適正規模化を行うことを検討します。

また、適正規模化を行うこととなった学校間での交流を促進し、児童同士の交流を深め、適正規模化に向けた素地作りに取り組みます。さらに、適正規模化前の教職員を、適正規模化後の学校に配置することや、同じ特別支援教育支援員を配置するなど、心身面の支援を行うこと、放課後や長期休み等に子どもたちを預ける場所の確保をすることは適正規模化を進めるにあたって、保護者からの要望も多く、市長部局等と共に児童の心理的影響（不安やストレス）のケアや、放課後等に子どもたちを預ける場所の確保などに取り組んでいきます。

◎小・中学校施設の状況について

学校施設の主要な施設99棟のうち、39棟が40年以上経過し、外部・内部共に老朽化が進んでいます。また、今後10年間で築40年を超える学校施設は21棟あります。これまで耐震性能の確保に優先して取り組んできており、学校施設の維持・管理は応急的な修繕等で対応しています。

西部中学校については、令和5年度～6年度にかけて長寿命化改修を行いましたが、厳しい財政状況の中で、大規模な改修や建て替えなどの対策は遅れており、今後全ての施設の安全の確保と機能の維持をしていくことは大変困難です。そのため、学校の適正規模化を検討する際には、財政的負担の軽減・学校の環境の向上を図るため、学校施設の老朽化も含めて検討します。

◎通学手段について

適正規模化となった場合の通学手段については、中学生が利用しているスクールバスを小学生も利用する等、原則スクールバスを運用し、通学手段を確実に準備することが必要です。アンケートでも適正規模化を進めるにあたって、スクールバス等通学手段を整備することは大きな課題と考えられています。教育委員会だけではなく、市全体として通学手段の整備に取り組んでいきます。

◎適正規模化までの期間の指定校変更について

児童・生徒が通うべき小・中学校は、「宇佐市立学校の通学区域に関する規則」に基づき通学区域が指定されています。しかし、特別な事情があり、予め教育委員会が認めた場合に限っては指定された学校とは違う学校へ変更できる場合があります。この制度をより弾力的に運用し、適正規模化を行う小学校の新入学児童においては、令和8年度から校舎を利用することとなる小学校を選択できるようにすることを検討します。実施するにあたっては、保護者の混乱を招かないよう、保護者への周知を丁寧に行います。

◎小規模特認校について

小規模特認校制度とは、緑豊かな自然環境に恵まれた小規模校で、児童の心身の健やかな成長を図り、体づくりを目指すとともに、自然に触れる中で豊かな人間性を育む、明るく伸び伸びとした教育を希望する保護者及び児童が、通学区域外からも通学できる制度です。

小規模特認校では、持続的な地域ぐるみの取り組みが、学校の特色であり大きな魅力となっています。たとえ適正規模化が行われた場合であっても、特色があり、魅力ある小規模校で学びたい、学ばせたいという児童及び保護者のために、小規模特認校制度が果たしてきた役割は継続していきます。

◎児童、生徒の学びの多様化に対する対応について

本市でも児童、生徒の学びが多様化しており、登校支援員の配置や、校内適応指導教室の設置などの取り組みを行っていますが、今後児童、生徒の実態に配慮した特別の教育課程を編成して教育を実施する学びの多様化学校の設置等も検討していきます。

◎適正規模化により廃校となる学校施設について

学校施設は地域の交流や、避難場所としての機能も持っております。適正規模化により、廃校となる学校施設については、どのような機能を持たせるかなど、有効な利活用の方法を地域や府内関係部署などの意見等を聞きながら、建物の老朽化の状況も含めて、市全体で検討を行います。

また、現在休校となっている分校については、廃校とすることを検討します。

◎中学校の適正規模化の考え方について

現在は、7校の中学校は適正規模を満たしていますが、学級数、生徒数の推移に注視し、1学年が10人を下回りそうな場合には、適正規模化について検討を開始します。

中学校別生徒数 (年度)

	R7		R8		R9		R10		R11		R12		R13	
	学 級 数	生 徒 数												
北部中	6	172	6	157	6	152	6	158	6	179	6	171	6	177
西部中	9	309	9	306	10	311	10	286	11	302	10	269	10	280
長洲中	7	256	9	238	8	226	6	196	6	193	6	185	6	194
宇佐中	3	89	3	98	3	91	3	82	3	73	3	67	3	62
駿川中	9	353	10	351	11	359	12	373	12	370	12	374	12	353
安心院中	3	84	3	83	3	80	3	69	3	68	3	66	3	63
院内中	3	68	3	57	3	54	3	47	3	46	3	39	3	37
計	-	1331		1290		1273		1211		1231		1171		1166

(R7年10月時点)

※学級数・生徒数の推移については令和7年度は実数。令和8年度以降は住民基本台帳による想定数。

◎地域と学校との関わりについて

学校教育において、地域との関わりは必要不可欠です。コミュニティー組織、地域の方々の協力によって、地域の人、歴史、文化を学ぶ授業が行われてきました。農業体験や、ものづくり教室などの体験学習も地域の協力無しでは成り立ちません。適正規模化により、各地域と学校の関係性が失われてしまうことが懸念されます。これまで培ってきた資源・経験をどのように生かし、維持・発展させていくかは重要な課題です。地域の特色を生かした活動を地域と学校が一緒に取り組む、地域ごとで学年を超えた地域の学習を行うなど、地域と学校、子どもたちが関わり、発展させていくよう適正規模化後の学校においても地域学習に取り組んでいきます。

◎各中学校区における小学校の適正規模・適正配置について

以上の点をもとに、各中学校区における小学校の適正規模・適正配置について、お示しします。

I. 北部中学校区について

(年度)

	R7		R8		R9		R10		R11		R12		R13	
	学級数	児童数												
天津小	6	72	6	74	6	76	6	73	6	64	6	60	5	52
糸口小	6	82	6	84	6	77	6	81	6	84	6	81	6	76
高家小	6	77	6	85	6	71	6	72	6	72	6	77	6	68
八幡小	6	105	6	101	6	97	6	95	6	79	6	73	6	62
計	—	336	—	344	—	321	—	321	—	299	—	291	—	258

※学級・児童数の推移については令和7年度は実数。令和8年度以降は住民基本台帳による想定数。

- ・令和12年度までは、各校とも適正規模の基準を維持する推計となっています。
- ・令和13年度に、天津小学校は5学級となり、学級数、児童数が小規模校となります。
- ・令和7年度と令和13年度の児童数（全体）比較は、23%（78名）減となります。
- ・天津小学校の学校施設は、現時点では長寿命化等改修の必要はありません。
- ・糸口小学校の学校施設は、屋内運動場の長寿命化等改修が必要な状況です。
- ・高家小学校の学校施設は、現時点では長寿命化等改修の必要はありません。ただし、屋内運動場は築43年であり、屋根・外壁が広範囲に劣化しており、近いうちに長寿命化等改修が必要となる可能性があります。
- ・八幡小学校の学校施設は、屋内運動場の長寿命化等改修が必要な状況です。

【方針】

- ・令和10年度以降は、学級数、児童数の推移を注視し、学級数、児童数ともに過小規模校となりそうな場合には適正規模化について検討を開始します。

2. 西部中学校区について

(年度)

	R7		R8		R9		R10		R11		R12		R13	
	学級数	児童数												
長峰小	5	46	4	43	3	31	4	30	3	24	3	20	3	23
横山小	4	18	3	23	4	26	4	28	3	28	3	26	3	25
四日市北小	11	267	12	262	11	247	12	260	12	270	12	271	12	270
四日市南小	9	238	9	230	8	203	7	189	6	153	6	137	6	119
計	—	569	—	558	—	507	—	507	—	475	—	454	—	437

- ・長峰小学校は、令和8年度には4学級となり、令和9年度には児童数も過小規模校となります。
- ・横山小学校は、令和7年度時点で学級数は過小規模校、児童数は極小規模校です。
- ・令和7年度と令和13年度の児童数（全体）比較は、23%（132名）減となります。
- ・長峰小学校の学校施設は、屋内運動場の大規模修繕が必要な状況です。
- ・横山小学校の学校施設は、管理教室棟・屋内運動場の大規模修繕が必要な状況です。
- ・四日市北小学校の学校施設は、屋内運動場の長寿命化等改修が必要な状況です。また、教室棟は築32年で比較的新しいものの、屋根・外壁が広範囲に劣化しており、近いうちに長寿命化等改修が必要となる可能性があります。
- ・四日市南小学校の学校施設は、教室棟の長寿命化等改修が必要な状況です。また、屋内運動場・管理棟は築40年以上経過しており、屋根・外壁が広範囲に劣化しており、近いうちに長寿命化等改修が必要となる可能性があります。

【方針】

- ・長峰小学校、横山小学校は、適正規模化を目指します。
- ・長峰小学校と横山小学校を適正規模化しても、小規模校であり、長峰小学校は管理教室棟の状態は良いものの、屋内運動場の劣化が進んでいること、横山小学校の学校施設は劣化が進んでいること、スクールバス等での送迎時の安全性等を考慮し、長峰小学校と横山小学校は四日市南小学校と適正規模化を検討します。
- ・適正規模化は、四日市南小学校の長寿命化等改修を行い、改修が完了した後、適正規模化することを検討します。
- ・四日市南小学校の長寿命化等改修は令和11年度を目途に実施し、令和12年度に適正規模化することを検討します。
- ・四日市南小学校へ適正規模化するまでの間、令和8年度から長峰小学校・横山小学校区の新入学児童は、校舎を利用する四日市南小学校を選択できるようにすることを検討します。

3. 長洲中学校区について

(年度)

	R7		R8		R9		R10		R11		R12		R13	
	学級数	児童数												
柳ヶ浦小	8	188	8	183	7	166	7	165	6	143	6	135	6	119
長洲小	6	141	6	132	6	129	6	123	6	116	6	103	6	94
和間小	5	61	5	52	5	52	5	54	5	52	4	48	4	41
計	—	390	—	367	—	347	—	342	—	311	—	286	—	254

- ・和間小学校は、令和12年度には4学級となり、過小規模校となるが、児童数は小規模校です。
- ・令和7年度と令和13年度の児童数（全体）比較は、35%（136名）減となります。

- ・柳ヶ浦小学校の学校施設は、現時点では長寿命化等改修の必要はありません。ただし、管理棟は築40年以上が経過しているため、近いうちに長寿命化等改修が必要となる可能性があります。
- ・長洲小学校の学校施設は、現時点では長寿命化等改修の必要はありません。ただし、教室棟は築35年で比較的新しいものの、外壁が広範囲に劣化しており、近いうちに長寿命化等改修が必要となる可能性があります。
- ・和間小学校の学校施設は、現時点では大規模修繕の必要はありません。

【方針】

- ・令和10年度以降は、学級数、児童数の推移に注視し、学級数、児童数ともに過小規模校となりそうな場合には適正規模化について検討を開始します。

4. 宇佐中学校区について

(年度)

	R7		R8		R9		R10		R11		R12		R13	
	学級数	児童数												
封戸小	2	9	3	10	3	11	3	6	3	8	2	8	3	9
北馬城小	4	47	4	40	3	35	4	34	4	33	3	29	3	23
宇佐小	6	87	6	77	6	72	6	63	5	57	5	52	4	45
計	—	143	—	127	—	118	—	103	—	98	—	89	—	77

- ・封戸小学校は、令和7年度時点で学級数、児童数ともに極小規模校です。
- ・北馬城小学校は、令和9年度に3学級、児童数が35名となり学級数では極小規模校、児童数では過小規模校となります。
- ・宇佐小学校は、令和13年度には4学級となる見込みで、児童数は45名となり、学級数では過小規模校、児童数では小規模校になります。
- ・令和7年度と令和13年度の児童数（全体）比較は、46%（66名）減となります。
- ・封戸小学校の学校施設は、現時点では大規模修繕の必要はありません。ただし、屋内運動場は築39年で、屋根・外壁が広範囲に劣化しており、近いうちに大規模修繕が必要となる可能性があります。
- ・北馬城小学校の学校施設は、現時点では大規模修繕の必要はありません。
- ・宇佐小学校の学校施設は、管理教室棟・普通教室棟・屋内運動場の長寿命化等改修が必要な状況です。

【方針】

- ・封戸小学校、北馬城小学校、宇佐小学校は、適正規模化を目指します。
- ・封戸小学校は、令和9年度を目途に北馬城小学校と適正規模化することを検討します。

- ・宇佐小学校は令和13年度を目途に北馬城小学校と適正規模化し、北馬城小学校校舎等を使用することを検討します。
- ・封戸小学校、北馬城小学校、宇佐小学校が適正規模化した時点で、小中一貫教育を実施することを検討します。
- ・宇佐中学校の学校施設は築30年であり、今後築40年以上が経過し、長寿命化等改修を行うこととなった時、宇佐中学校の校地に施設一体型の、義務教育の期間9年間を通じた教育を行う小中一貫校又は義務教育学校を、増築及び改修し設置することを検討します。
- ・北馬城小学校へ適正規模化するまでの間、封戸小学校、宇佐小学校区の新入学児童は、令和8年度から校舎を利用する北馬城小学校を選択できるようにすることを検討します。

5. 駅川中校区について

(年度)

	R7		R8		R9		R10		R11		R12		R13	
	学級数	児童数	学級数	児童数	学級数	児童数	学級数	児童数	学級数	児童数	学級数	児童数	学級数	児童数
	西馬城小	3	12	3	11	3	10	3	4	3	4	3	5	2
駅館小	13	373	13	371	13	350	13	333	13	324	12	297	12	288
豊川小	12	341	11	323	12	313	12	301	11	267	10	254	9	229
計	—	726	—	705	—	673	—	638	—	595	—	556	—	520

- ・西馬城小学校は、令和7年度時点で学級数、児童数ともに極小規模校です。ただし、市内唯一の小規模特認校に認定されています。
- ・駅館小学校、豊川小学校は、適正規模校です。
- ・令和7年度と令和13年度の児童数（全体）比較は、28%（206名）減となります。
- ・西馬城小学校の学校施設は、管理教室棟の大規模修繕が必要な状況です。また、屋内運動場は築38年で、屋根・外壁が広範囲に劣化しており、近いうちに大規模修繕が必要となる可能性があります。
- ・駅館小学校の学校施設は、築50年の特別教室棟の長寿命化等改修が必要な状況です。また、築45年の特別教室棟は、内部・電気設備が広範囲に劣化しており、近いうちに長寿命化等改修が必要となる可能性があります。
- ・豊川小学校の学校施設は、管理教室・特別教室棟の長寿命化等改修が必要な状況です。また、屋内運動場は築40年で、屋根・外壁が広範囲に劣化しており、近いうちに長寿命化等改修が必要となる可能性があります。

【方針】

- ・西馬城小学校は、小規模特認校として継続します。しかしながら、校舎等の状況により、豊川小学校との適正規模化を検討する必要があります。

- ・西馬城小学校は極小規模校であり、「子どもたちの教育環境をより一層高めることを目的に、学級数、児童数ともに適正規模の基準を満たすように、適正規模化を行うことが望ましい」という観点から、西馬城小学校区の新入学児童は、令和8年度から豊川小学校を選択できるようにすることを検討します。
- ・西馬城小学校が豊川小学校と適正規模化することとなった場合、市内に新たな小規模特認校の設置や、学びの多様化学校の設置を検討します。

6. 安心院中学校区について

(年度)

	R7		R8		R9		R10		R11		R12		R13	
	学級数	児童数												
深見小	3	18	3	19	3	19	3	14	3	15	3	13	3	12
安心院小	6	77	6	68	6	68	6	64	6	58	5	54	5	46
津房小	3	23	3	24	3	23	3	19	3	18	3	14	3	11
佐田小	3	14	3	15	3	11	2	10	3	8	2	9	3	8
計	—	132	—	126	—	121	—	107	—	99	—	90	—	77

- ・深見小学校、佐田小学校は、令和7年度時点で学級数、児童数ともに極小規模校です。
- ・津房小学校は、令和10年度に学級数、児童数ともに極小規模校となります。
- ・安心院小学校は、令和11年度には児童数が小規模校となります。
- ・令和7年度と令和13年度の児童数（全体）比較は、42%（55名）減となります。
- ・深見小学校の学校施設は、屋内運動場の大規模修繕が必要な状況です。また、管理教室棟は築37年で、外壁が広範囲に劣化しており、近いうちに大規模修繕が必要となる可能性があります。
- ・安心院小学校の学校施設は、現時点では長寿命化等改修の必要はありません。
- ・津房小学校の学校施設は、屋内運動場の大規模修繕が必要な状況です。また、管理教室棟は築39年で、外壁が早急に対応する必要があるほど劣化しており、近いうちに大規模修繕が必要となる可能性があります。
- ・佐田小学校の学校施設は、屋内運動場の大規模修繕が必要な状況です。

【方針】

- ・深見小学校、津房小学校、佐田小学校は、令和9年度を目指して適正規模化を目指します。
- ・安心院地区の小学校は小中高一貫教育を行っている学校であり、安心院中学校に隣接する安心院小学校の校地を使用することを検討します。
- ・適正規模化後、義務教育の期間9年間を通じた教育を行う小中一貫校とすることを検討します。
- ・適正規模化を行うにあたり、安心院小学校の施設等は改修を実施し、環境を整備することを検討します。

- ・安心院小学校へ適正規模化するまでの間、深見小学校、津房小学校、佐田小学校区の新入学児童は、令和8年度から校舎を利用する安心院小学校を選択できるようにすることを検討します。
- ・福貴野分校は令和8年度を目途に廃校とすることを検討します。

7. 院内中学校区について

(年度)

	R7		R8		R9		R10		R11		R12		R13	
	学級数	児童数												
南院内小	3	3	3	3	3	6	3	6	3	9	3	10	3	10
院内中部小	3	25	4	26	4	24	4	26	3	23	3	21	3	21
院内北部小	5	53	5	51	4	42	3	37	3	32	3	25	3	19
計	—	81	—	80	—	72	—	69	—	64	—	56	—	50

- ・南院内小学校は、令和7年度時点で学級数、児童数ともに極小規模校です。
- ・院内中部小学校は、令和7年度時点で学級数は極小規模、児童数は過小規模校です。
- ・院内北部小学校は、令和9年度には学級数は過小規模、令和10年度には児童数ともに過小規模校になります。
- ・令和7年度と令和13年度の児童数（全体）比較は、38%（31名）減となります。
- ・南院内小学校の学校施設は、管理・特別教室棟・屋内運動場の大規模修繕が必要な状況です。
- ・院内中部小学校の学校施設は、管理棟及び教室棟・屋内運動場の大規模修繕が必要な状況です。
- ・院内北部小学校の学校施設は、現時点では長寿命化等改修の必要はありません。

【方針】

- ・南院内小学校、院内中部小学校、院内北部小学校は、適正規模化を目指します。
- ・院内地区の小学校は小中高一貫教育を行っている学校であり、院内中学校に隣接する院内中部小学校の校地を使用することを検討します。
- ・南院内小学校は、院内中部小学校と、令和9年度を目途に適正規模化することを検討します。
- ・院内中部小学校は、外部だけでなく建物内部も合わせて改修を行い、改修が完了した後、院内中部小学校と院内北部小学校を適正規模化することを検討します。
- ・院内中部小学校の改修は令和10年度を目途に実施し、令和11年度に適正規模化することを検討します。
- ・適正規模化後、義務教育の期間9年間を通じた教育を行う小中一貫校とすることを検討します。
- ・院内中部小学校へ適正規模化するまでの間、南院内小学校、院内北部小学校区の新入学児童は、令和8年度から校舎を利用する院内中部小学校を選択できるようにすることを検討します。
- ・今後、学級数、児童数の推移に注視し、学級数、児童数ともに過小規模校となりそうな場合は中学校区の適正規模化について検討を開始します。

- ・羽馬礼分校、上院内分校は令和8年度を目途に廃校とすることを検討します。

6. おわりに

学校規模の適正化は、児童・生徒の教育環境をより良くする目的で行うべきものです。

しかし、地域コミュニティの核としての性格を有することが多く、教育的観点のみならず、それぞれの地域の様々な事情を総合的に考慮して取り組む課題です。

また、適正規模化後の学校施設等跡地の利活用や、放課後児童クラブなど放課後や夏休みなどの長期休暇に子どもを預けることのできる施設の整備、スクールバスだけでなく、コミュニティバス等を利用した通学等交通手段の充実など、適正規模化に伴って、取り組みを進めなければならない課題も多く存在します。この基本方針を踏まえて、市全体で取り組みを進めていきます。